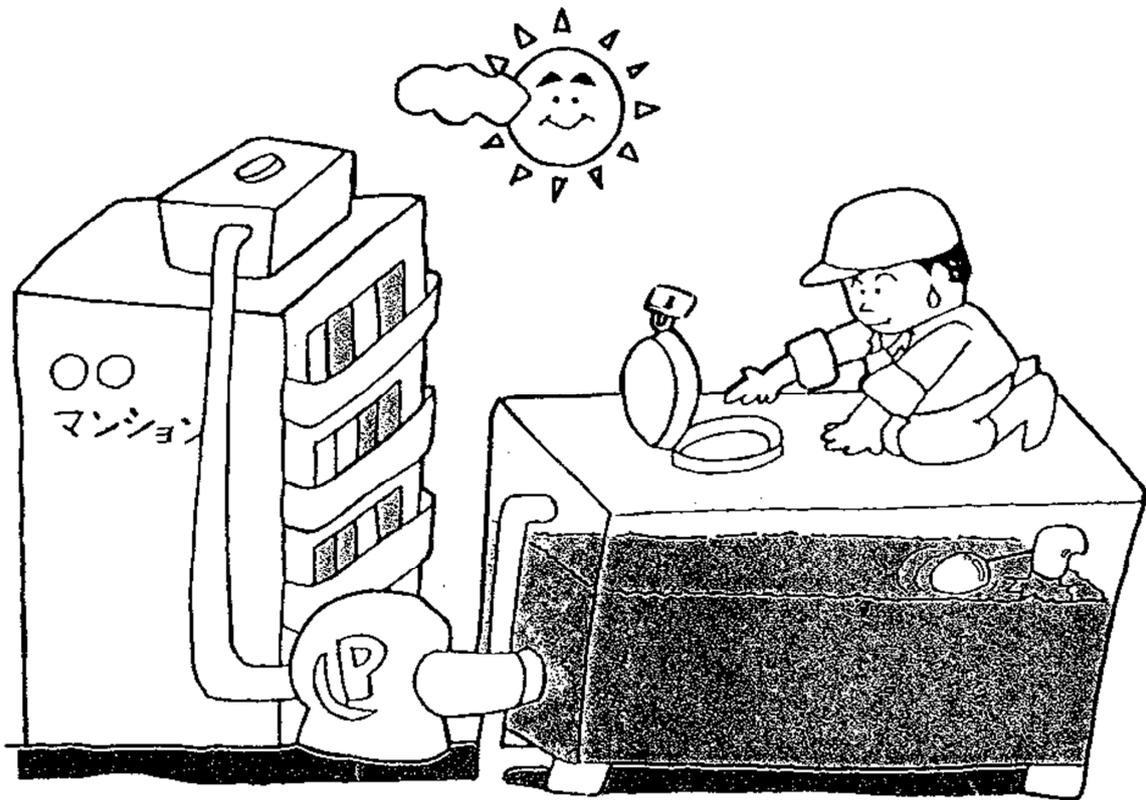


# 簡易専用水道のしおり

—— あなたの飲み水は  
安全ですか ——



ビルやマンションなどでいったん受水槽に水道水を受けている給水施設のうち、比較的大きなものを「簡易専用水道」といいます。

「簡易専用水道」は、水道法により設置者が管理し、定期検査を受けることが義務付けられています。

設置者のみなさん、このパンフレットの内容をよく理解し、施設の適正な管理に努めましょう。

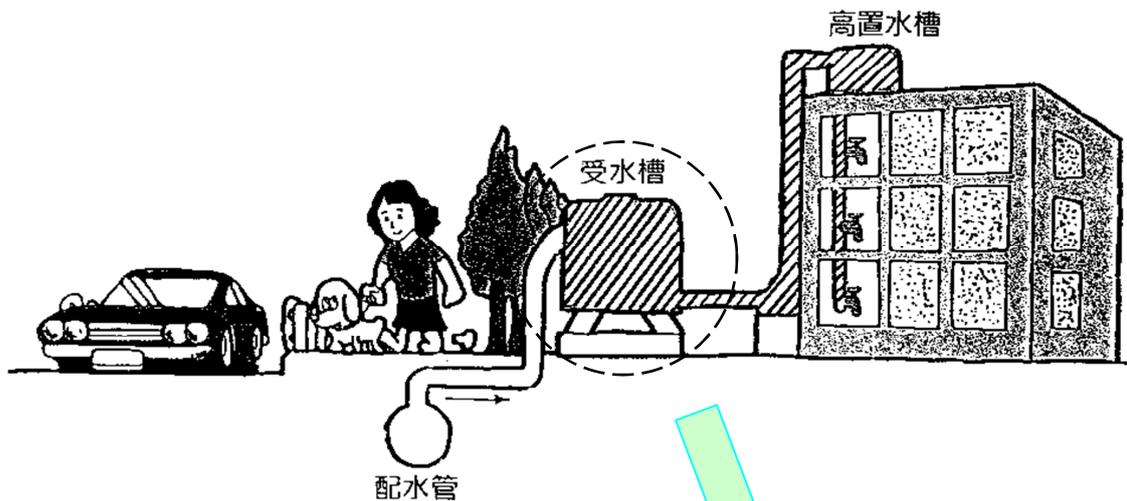
廿 日 市 市

## 簡易専用水道とは

簡易専用水道とは、次の2つの条件を満たしている受水槽方式※の水道です。

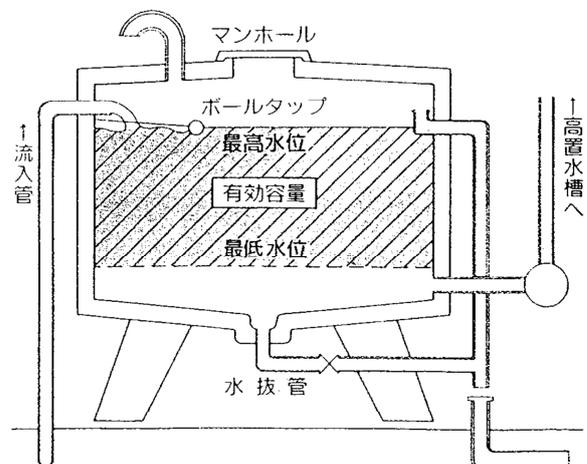
- 水道事業者から受ける水道水のみを水源とするもの。
- 受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもの。

例えば、ビル、マンションなどの受水槽方式の水道では、下図の斜線部分が簡易専用水道に該当します。



## 有効容量とは

受水槽において適正に利用できる容量(高置水槽分は含まれない)をいい、最高水位と最低水位との間に貯留される水量をいいます。

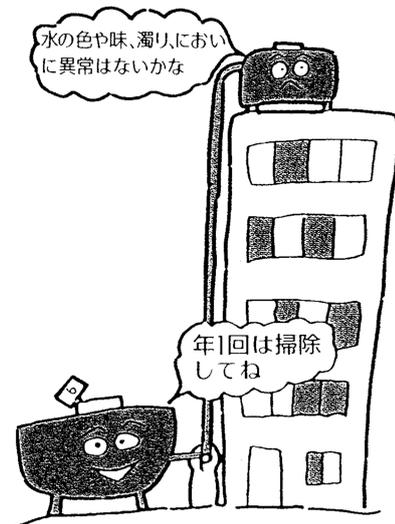


## 適正な管理とは

水槽などの施設の管理が不十分なために、赤い水が出たり、水の味やにおいなどに異常が生じたりすることがあります。

次のことに特に注意して、施設の管理に努めましょう。

- 水槽の清掃を毎年1回以上、定期的に行う。
- 水槽の状態やマンホールの施設など施設の点検を行い、不備な点があれば速やかに改善する。
- いつも水の色、味、濁り、においなどに注意して、異常があれば必要な水質検査を受ける。
- 供給している水が人の健康を害するおそれがあるときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者に知らせる。



※ 簡易専用水道の適正な管理について、市が設置者の皆様に指導・助言をします。

## 年1回以上の定期検査を

簡易専用水道は、自動車の車検と同じように、毎年1回以上、定期的に国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関の検査を受けなければなりません。（※）

- 検査に係る詳細は、検査機関に直接お問い合わせください。
- 検査で衛生上の問題が判明した場合、検査機関が施設の改善等について皆様に説明しますが、その際、市への連絡を助言された場合は、すみやかに担当課までご連絡ください。

※ 定期検査を受検しなかった場合、水道法により100万円以下の罰金に処せられることがあります。



## 検査の内容と検査手数料は

検査は現場検査と提出書類検査があります。

検査の種類	項目	内容
現場検査	施設の外観検査	● 水槽内に有害物、汚水等が混入するおそれの有無 ● 水槽内部及び周辺の状態
	水質検査	● 臭気、味、色、色度及び濁度 ● 残留塩素の有無
	書類検査	● 簡易専用水道の設備及び周辺構造物の配置図面 ● 管理についての記録
提出書類検査	● 管理の状況を示す書類を提出することにより、検査を受ける	

(注)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)」の適用がある施設は、現場検査に替えて提出書類検査だけで済ませることができます。

なお、検査料金は、検査機関に直接お問い合わせください。

## お問い合わせは

簡易専用水道の管理に関するお問い合わせは廿日市市人権・市民生活課に、検査料金及び検査結果に関するお問い合わせは、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関にお願いします。

【登録を受けた検査機関】(令和6年1月1日現在)

- 一般財団法人広島県環境保健協会  
広島市中区広瀬北町 9-1 (TEL 082-293-1511)
- 公益財団法人山口県予防保健協会  
山口市小郡上郷 5408-1 (TEL 083-941-6300)
- 日東化学工業株式会社  
北九州市小倉南区徳吉東四丁目 9-1 (TEL 093-451-2711)
- エスク株式会社  
大阪府大東市三箇四丁目 18-18 (TEL 072-871-1065)
- 株式会社ケイ・エス分析センター  
大阪府富田林市錦織南二丁目 9-2 (TEL 0721-20-5611)
- 株式会社HER  
兵庫県加西市網引町 2001-39 (TEL 0790-49-3220)

※簡易専用水道の衛生確保のため必要と認められる場合、職員が施設に立ち入ることがありますので、ご協力ください。

**廿日市市 生活環境部 人権・市民生活課 市民生活係**

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11-1 TEL (0829) 30-9147